

令和6年度 宮崎市児童クラブ利用案内

この利用案内には、児童クラブ入会及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。

また、児童クラブ入会前の保護者説明会の際にも必ずお持ちいただき、その後は大切に保管してください。

※ 曜日単位での入会決定となります。入会決定されていない曜日は利用できませんのでご注意ください。入会決定した曜日は、長期休業期間（夏休み等）であっても継続して利用できます。

《目 次》

1	児童クラブの概要	1ページ
2	児童クラブ入会申請手続き	3ページ
3	利用料等	7ページ
4	各種届出について	10ページ
5	家庭と児童クラブとの連絡	12ページ
6	災害や感染症の集団感染や事件・事故時の対応	13ページ
7	よくある質問	15ページ
8	申請書類記入例	20ページ
9	児童クラブ一覧	27ページ

【お問い合わせ先】

〒889-1696

宮崎市清武町西新町1番地1

宮崎市教育委員会 生涯学習課 放課後子ども教育係

TEL：0985-85-1834 FAX：0985-85-0458

1 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労や就学、病気、家族の介護等のため、放課後に家庭で面倒を見ることのできない小学校就学児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。※学校を休んだ場合は、利用できません。

児童クラブ室は、小学校の余裕教室や近隣の保育所等を利用しており、それぞれのクラブで定員を設けています。そのため、定員を超える申請があったクラブにおいては、書類審査の結果、入会を待機していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 対象児童

小学校に在学する1年生から6年生までの児童です。

(3) 事業の運営

この事業の運営は、社会福祉法人やNPO法人等に委託しています。

(4) 主な活動内容

児童クラブでは、児童クラブ支援員（保育士や教諭などで認定資格研修を受講した者）と補助員が、主に次のような活動を行います。

- ① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ その他、児童の健全育成上必要な活動

なお、具体的な活動内容については、各クラブで企画立案し、計画的に行います。

(5) 活動時間

◆平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・下校時から午後6時まで

◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日・・・・・・・・午前8時から午後6時まで

ただし、保育園施設以外で実施している児童クラブで、午後6時までに保護者がお迎えに来られない入会児童の活動時間は、入会児童が日没前に歩いて帰宅できるように、下校時（土曜日等においては、午前8時）から午後5時までとなります。

なお、冬期（11月から1月末まで）は、日没までに帰宅できるように活動時間を設定します。

※ 保育園で実施している児童クラブについては、延長保育の有無など活動時間が異なる場合がありますので、料金設定も含め直接お問い合わせください。

※ お迎えの場合は、児童クラブまでお越しください。

(6) 休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）、3月の最終土曜日は休みです。

その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等のため、特別に休業する場合があります。

緊急に児童クラブが休業となる場合がありますので、児童には必ずご自宅の鍵を持たせる等、日頃から1人で自宅に居られるように練習をさせてください。

(7) 学校区について

小学校内に開設している児童クラブは、当該小学校に通う児童のみが対象となりますが、下記の児童クラブについては、他校区児童の受入れも可能です（校区による制限はありません）。

- ・ 保育園等に開設又は併設している児童クラブ（ひがし児童クラブ、七つの星幼稚園児童クラブ、さくらが丘児童クラブ、天ヶ城児童クラブ、あけぼの園児童クラブ、ひまわり楽園児童クラブ、）
- ・ コペルキッズ児童クラブ
- ・ ちくたつく大宮児童クラブ
- ・ あおぞら江平児童クラブ
- ・ 校外型児童クラブ（令和6年4月から宮崎・西池・広瀬北・清武・生目それぞれの小学校区に開設予定）
- ・ 東大宮夢はうす児童クラブ
- ・ 遊び base たいら児童クラブ
- ・ 浮之城ひまわり楽園児童クラブ

ただし、複数のクラブへの重複申請はできません。

他校区の児童クラブを利用する場合は、行き帰りが可能であること（徒歩、園バス、路線バス等）を確認した上で申請をしてください。

また、保育園によっては、延長保育や学校からクラブへの送迎、夏休み等の給食を実施しているところもあります。料金やサービスの内容につきましては、各保育園等にお問い合わせください。（連絡先は27ページ参照）

(8) 登録期間

登録期間は、入会決定の日からその日の属する年度の末日（3月31日）まで、または、指定した期間です。

年度が変わり引き続き入会を希望される方は、自動更新にはなりませんので、新たに入会申請をしてください。※審査の結果、待機となる場合があります。

(9) 入会解除・入会決定取消し・入会審査保留

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取消し又は入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ① 児童クラブ利用者負担金を納入期限までに納入しなかった場合
- ② 就労証明書の雇用期限が切れた後、2週間以内に更新分の就労証明書の提出がない場合
- ③ 無断で長期間欠席があった場合
- ④ 児童クラブの規則などを守らない場合
- ⑤ 支援員の指示に従わない場合
- ⑥ 児童クラブの目的に該当しなくなった場合

※育児休業や仕事を辞めたなど、保護者等が面倒を見られるようになった場合

2 児童クラブ入会申請手続き

※R5年度に入会（利用）している場合でも、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

(1) 児童クラブ入会申請の要件

児童クラブは、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない児童を対象としているため、保護者の就労や就学等の要件があります。

① 保護者が就労または就学している場合

保護者が、1日4時間以上かつ月15日以上（就学）をしていることが必要です。
就労終了時間についての要件はありません。
なお、就労（就学）していない曜日は入会申請できません。

② 母親が出産予定の場合

母親が出産予定の場合、産前6週～産後8週に当たる日が属する月は、月初～月末まで利用可能です。

ただし、育児休業中は児童クラブの利用はできません。育児休業終了日の翌日が属する月から利用可能です。

③ 保護者が疾病等により入院または居宅療養が必要な場合

診断書や身体障がい者手帳等で、疾病等の状況を確認します。

④ 保護者が祖父母等の介護・看護をしている場合

被介護者等の診断書や身体障がい者手帳等で、介護等が必要な状況を確認します。

(2) 提出書類

次の①～②及びその他該当する書類（③～⑦）を添え、入会申請児童1人につき1部ご提出ください（②～⑦は、兄弟姉妹で申請する場合、1部のみで構いません）。

また、利用者負担金（長期休業期間利用分含む）については原則、口座振替による納付となりますので、金融機関窓口で「口座振替依頼書」を必ず提出してください。「口座振替依頼書」は市内金融機関や児童クラブ入会申請受付場所、各児童クラブ等にありますが（利用案内には挟み込んでおりません）。

児童クラブの入会申請と「口座振替依頼書」の金融機関への提出は前後しても構いません。なお、過去に児童クラブを利用された方で、口座を登録されている場合は、改めての口座振替依頼書の提出は不要です。

① 令和6年度 宮崎市児童クラブ入会申請書

② 就労・就学証明書 兼 自営業申立書（就労（就学）中の保護者全員分が必要です。ただし、単身赴任者が宮崎市以外で住民登録している場合は就労・就学証明書の提出は不要です。）

【その他書類】

		対象者	提出書類
就労中以外の添付書類	③	就学中（予定）の保護者 ※上記②が提出できない場合のみ	在学証明書 及び カリキュラム（在学期間、授業日数、時間が確認できるもの）等の写し
	④	出産予定の保護者	親子健康手帳（母親の氏名と分娩予定日が分かる部分）の写し（※就労している場合も提出が必要）
	⑤	疾病・障がい等で 入院・居宅療養中の保護者	診断書、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証及びケアプラン等の写し（※診断書は、令和4年4月1日以降発行されたもののみ有効）
	⑥	祖父母等の介護・看護を行っている保護者	被介護者・被看護者の診断書、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証及びケアプラン等の写し

	⑦	未就労で、就職活動中の保護者	就労誓約書（提出した日から2ヶ月有効） ※年度途中に離職された場合は退職日から2か月 ※原則同一年度内での提出は1回のみ有効。
減免	⑧	利用者負担金の減免対象となる方 （就学援助受給中または申請予定、 生活保護受給中の方など）	児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書 ※詳しくは、8ページ参照

【提出書類に関する注意事項】

- ◆ 書類は必ず黒のボールペンでご記入ください（パソコンでの入力可）。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受付できません。
- ◆ 書類に記入漏れ、押印漏れ等の不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。
- ◆ 申請にあたっては、申請書に沿って児童の状況や保護者の就労状況等を確認させていただくことがありますので、必ず保護者の方が持参してください。
- ◆ 申請書等は、郵送での提出は受け付けません。市内転入予定者で、遠方にお住まいの方については生涯学習課へご相談ください。
- ◆ 就労証明書の雇用期間（就学の場合は就学期間）に期限があり、期限が切れた場合、期限後2週間以内に必ず就労証明書（または、在学証明書等）の再提出が必要です。再提出が無く、入会申請中または入会待機中である場合は、入会審査にかかりません。また、仮に入会決定しても、再提出が無い場合は、入会解除または入会決定を取り消すことがあります。なお、雇用期限が切れる方々に対して、その都度、案内等は行いませんので、各自管理をお願いします。

(3) 申請受付期間及び受付場所

① 4月利用開始分（集中受付）

◆既存入会児童受付（令和5年度に児童クラブを利用したことのある児童）

申請受付期間	令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）
申請受付場所	各児童クラブ（令和5年度に入会中の児童クラブ）、 生涯学習課（清武総合支所3階）、 佐土原・田野・高岡・清武 各総合支所の地域市民福祉課
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※各児童クラブ受付の場合は、事前に各クラブにお問合せください。 ※児童クラブでは、開所時間中での受付となりますので、受付時間が制限されます。あらかじめご了承ください。

※ 新1年生等で新規利用したい弟妹がいる場合は、既存入会児童受付期間中の兄姉と一緒に申請書を提出してください。

※ 既存入会児童も、新規入会申込み児童受付期間に申請が可能です（ただし、児童クラブでの受付はできません）。

◆新規入会申込み児童受付（令和5年度に利用が無く、新規で児童クラブを利用したい児童）

申請受付期間	令和6年1月5日（金）～ 令和6年1月17日（水）
申請受付場所	集中受付特設会場 宮崎市役所会議室棟第3会議室（第2庁舎西隣、会議室棟1階）、 生涯学習課（清武総合支所3階）、 佐土原・田野・高岡・清武 各総合支所の地域市民福祉課

申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分
--------	-----------------

集中受付期間は令和6年1月17日（水）まで（土日祝日は除く）です。入会決定者は先着順ではありません。

なお、集中受付期間後も、4月利用開始分として、令和6年2月15日（木）締切と令和6年3月15日（金）締切で随時受付をしますが、集中受付で定員に達する児童クラブが多数見込めます。

② 5月以降利用開始分（随時受付）

申請受付期限	利用したい月の前月15日 ※15日が土日祝日の場合は、直前の市役所開庁日
申請受付場所	生涯学習課（清武総合支所3階）、 佐土原・田野・高岡・清武 各総合支所の地域市民福祉課
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分

③ 長期休業期間利用分

申請受付期限 (長期休業区分別)	春季休業	令和6年 2月15日（木）
	夏季休業	令和6年 6月14日（金）
	冬季休業	令和6年11月15日（金）
	学年末休業	令和7年 2月14日（金）
申請受付場所	生涯学習課（清武総合支所3階）、 佐土原・田野・高岡・清武 各総合支所の地域市民福祉課	
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分	

※ 秋季休業の区分設定はありません。

※ 長期休業期間利用分については、各長期休業の都度審査を実施します。

（４）入会審査

入会審査については、申請内容・児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、審査結果は、入会決定か入会待機かにかかわらず全て文書にて通知いたします。

審査結果発送予定日は次の通りです。

申請児童数が、定員を超えた児童クラブについては、児童の学年も審査の対象となるため、審査の結果、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となることがあります。

入会待機となった後も、児童クラブの定員に空きが生じたら、入会申請者及び入会待機者の入会審査を行います。

① 4月利用開始分

	申請受付期間	審査結果発送予定
集中受付	令和5年12月 1日（金） ～令和6年1月17日（水）	令和6年 2月上旬
随時受付	～令和6年2月15日（木）	令和6年 3月上旬
	～令和6年3月15日（金）	令和6年 3月23日前後

② 5月以降利用開始分

毎月20日前後に審査結果を発送します。

③ 長期休業期間利用分

長期休業区分	審査結果発送予定日
春季休業	令和6年 3月上旬
夏季休業	令和6年 6月22日前後
冬季休業	令和6年11月22日前後
学年末休業	令和7年 2月22日前後

3 利用料等

(1) 児童クラブ事業利用者負担金

入会決定日から年度末まで、児童クラブ事業利用者負担金が発生します。

年度途中で退会する場合、利用者負担金は、退会届に記入した退会期日の属する月まで（日割計算はありません）発生し、その翌月から発生しません。

利用者負担金は原則、（長期休業期間利用を含め）口座振替で納付となりますので、あらかじめ金融機関窓口「口座振替依頼書」を提出してください。「口座振替依頼書」は市内金融機関や児童クラブ入会申請受付場所、各児童クラブ等にあります（利用案内には挟み込んでおりません）。過去に児童クラブを利用された方で、口座を登録されている場合は、改めての手続きは不要です。

通常利用分の利用者負担金の口座振替日は、利用する月の末日です。月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

また、長期休業期間分の利用者負担金の口座振替日は、利用する長期休業期間の末日の属する月の末日（8ページ参照）ですので、口座残高が不足することの無いように確認をお願いします。

なお、口座残高不足等で、口座振替が出来なかった場合には納付書で納付していただきます。

① 通常利用

利用する曜日当たり 月額500円

月曜～土曜の中で利用する曜日をあらかじめ選択し、入会できた曜日数の利用者負担金を納付していただきます。

なお、同一世帯で2人の児童が通常利用している時は、合計額が高いほうの児童の利用者負担金を半額とします。※長期利用分は半額の対象外となります。

また、18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの間にある児童が3人以上いる世帯（多子世帯）で、3番目以降の児童が利用するときは無料です。

【利用者負担金額の例】

◆月曜～土曜の週6日利用している場合

500円×週6日利用＝月額3,000円

◆月曜・木曜の週2日利用している場合

500円×週2日利用＝月額1,000円

◆姉が月曜～木曜の週4日利用、弟が月曜～土曜の週6日利用している場合

姉 500円×週4日利用＝月額2,000円

弟 500円×週6日利用＝月額3,000円

合計額が高い方の弟の月額3,000円を半額の1,500円とし、姉の月額2,000円と合わせて、世帯合計月額3,500円の利用者負担金となる。

② 長期休業期間利用

区分	利用者負担金額	口座振替予定日
春季休業のみ利用	360円	令和6年5月 2日
夏季休業のみ利用	3,600円	令和6年8月31日
冬季休業のみ利用	720円	令和7年1月31日
学年末休業のみ利用	360円	令和7年3月31日

通常利用で一部の曜日を利用している方が、長期休業期間も併せて利用する場合は、長期休業期間の額が減額となります。

通常利用で入会している曜日のみを長期休業期間中にも利用する場合は、長期休業期間分の利用者負担金が別途必要になる訳ではなく、通常利用分の利用者負担金のみ納付していただきます。

なお、18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの間にある児童が3人以上いる世帯（多子世帯）で、3番目以降の児童が利用するときは無料です。

（2）児童クラブ事業利用者負担金の減免

減免の適用を受けるには、毎年必ず「宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書」の提出が必要で、申請した月（申請した月が入会前の場合は、入会した月）からの減免適用となります。

減免の対象者は、生活保護の受給者、就学援助の受給者、被災し罹災証明が交付された方となります。ひとり親家庭、児童扶養手当受給者等の場合は、その状況のみでは減免の理由に該当しません。

① 提出書類

入会申請時に、「宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書」の他、次の書類を一緒に提出してください。

兄弟姉妹が同時に入会申請する場合は、1枚の減免申請書に複数名の児童氏名を記入して提出してください。なお、兄弟姉妹の中で、入会申請時期が異なる場合には、後から入会申請する児童の減免申請書を別途提出していただく必要があります。

適用対象者	提出書類等
生活保護の受給者	生活保護受給証明書の写し
就学援助の受給者	添付書類不要 ※ ただし、学校へ就学援助の申請後（申請予定含む）、または、既に受給中でなければ、減免申請書を受理できません。
その他	被災者の場合は罹災証明書の写し 等

② 提出先（入会申請時に提出されていない方の提出先）

- ・入会決定した児童クラブ
- ・生涯学習課（清武総合支所3階）
- ・佐土原・田野・高岡・清武 各総合支所の地域市民福祉課

③ 減免の決定または否決

減免申請書提出後、就学援助申請中の方は、認定状況を関係課に直接確認し、就学援助認定となった場合は減免決定、就学援助不認定（または支給停止）となった場合は減免否決となります。

ただし、就学援助認定までに時間を要するため、認定状況が確認できるまでの期間は、利用者負担金の徴収を一時保留としますが、仮に、就学援助不認定（または支給停止）となった場合は、減免申請月に遡って利用者負担金を納付していただきます。

（３）保護者の会費、傷害保険及びおやつ

保護者の方には、保護者と児童クラブの連携・交流を図ることにより児童クラブの活動を円滑に行うため、「保護者の会」に入会していただくことがあります。なお、会の運営経費については、「保護者の会」で徴収した会費をもって充てさせていただきます。

また、入会された児童は、児童クラブ専用の傷害保険に加入する必要があります。保険料については、入会時に徴収させていただきます。

おやつについては、「保護者の会」で希望があれば用意します。この場合の費用は、「保護者の会」で徴収していただきます。

おやつの提供をしていなかったり、「保護者の会」を設けていない児童クラブもありますので、詳細につきましては、児童クラブにお問い合わせください。

4 各種届出について

(1) 入会決定時の手続き

入会決定者には、「登録児童台帳」と「誓約書」を送付いたしますので、各児童クラブに提出してください。入会申請の際に記入された内容と同じ内容を「登録児童台帳」にもご記入ください。

申請書に記入された情報は、児童クラブの円滑な運営のため、宮崎市及び受託者で共有しますので、ご了承ください。

(2) 入会後の届出等

次のような場合は、必ず所属の児童クラブへ速やかに届出をしてください。

届出内容	届出書類
退会するとき	『退会・辞退・取下げ届』 ※利用者負担金は、記入した退会期日の属する月まで発生し、その翌月から発生しません。
入会決定を辞退するとき	『退会・辞退・取下げ届』 ※入会決定後、指定の期日までに提出がない場合、利用者負担金が発生します。
入会申請を取下げるとき	『退会・辞退・取下げ届』
利用区分を変更するとき ※	例 月～水曜利用⇒月～土曜利用 (現在の区分に、別の区分を追加) ・・・『変更届』 例 月～金曜利用⇒土曜利用 (現在の区分をやめて、別の区分に変更) 『退会・辞退・取下げ届』 ※先に提出している就労証明書で新たに利用したい曜日の就労が確認できない場合は、就労証明書の添付（再提出）が必要です。
住所・姓を変更するとき	『変更届』
家族構成など家庭の状況が変わり申請者を変更するとき	『変更届』

仕事や勤務先が変わったとき 就労証明書の期限が切れたとき	『就労証明書』、『変更届』 ※更新分の就労証明書の提出がない場合、<u>入会の解除、入会決定の取消し又は入会審査を保留とすることがあります。</u> ・就労証明書の期限が切れる場合は、期限から2週間以内に必ず再提出をしてください。 ・<u>雇用期限が切れる方々に対して、その都度、案内等はいりませんので、各自管理をお願いします。</u> ・勤務先の変更がない場合、『変更届』の提出は不要です。
年度中に引越しをするため、児童クラブを変更したとき※	『変更届』、『退会・辞退・取下げ届』

※ 区分変更や児童クラブ変更は再審査となります。変更希望する前月 15 日（土・日・祝日の場合は直前の市役所開庁日）までに提出してください。

5 家庭と児童クラブとの連絡

子どもたちを健やかに育成していくためには、家庭と児童クラブが連絡を密にして、連携していくことが必要となります。

そのため、次の事項について、保護者の皆様のご協力をお願いします。

(1) 連絡帳

児童クラブでは、児童一人一人の出欠、心身の健康状態や発達状況について共通理解を図ったり、また児童クラブからのお知らせのために（お迎えの際に直接ご連絡もします）、連絡帳を活用しています。

(2) 長期の欠席

長期にわたって欠席をする場合には、事前に児童クラブへお知らせください。

ただし、児童クラブの利用が必要なくなった場合には、退会届をご提出ください。

(3) お弁当

学校の休業日、あるいは土曜日など給食がない日には、必ずお弁当を持たせてください。ただし、保育園で実施している児童クラブは、給食サービスを利用できる場合もあります。詳細については、各児童クラブにお問い合わせください。

(4) 急病や事故の場合

児童クラブ活動中に病気になったり、事故が起きた場合、応急処置はしますが、保健室などの設備がありませんので、十分な手当ではできません。この場合、保護者に連絡しますので、できるだけ早くお迎えに来てください。

(5) 児童クラブの行き帰り

児童クラブでは、児童自身で行き帰りを行うことを基本としていますので、不審者からの声掛けや交通事故などには十分気をつけるように、また、冬期は日没が早いので、寄り道をせず、まっすぐ帰宅するように、保護者からの指導を十分をお願いします。ただし、新1年生は、4月1日から入学式前日まで送迎をしてください。

また、学校敷地外で実施する児童クラブでは、保護者のお迎えを基本としています。保護者の方が定められた時間にお迎えに行くことが困難な場合は、代理の方のお迎えや、ファミリーサポートセンター等の活用をご検討ください。

6 災害や感染症の集団感染や事件・事故時の対応

台風等の災害時（避難訓練時も含む）や、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの集団感染、事件・事故が起こった場合、児童クラブが閉鎖となることがあります。

緊急に児童クラブがお休みになる場合がありますので、児童には必ずご自宅の鍵を持たせるなど、日頃から一人で自宅に居られるよう練習をさせてください。また、保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。

（１）災害や事件・事故発生時

地震・台風等の災害時（発生の恐れがある時、避難訓練時も含む）や事件（不審者等）・事故発生時の対応は、基本的には、次のような対応となりますので、ご承知おきください。なお、各学校の判断により多少異なる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症等に関しましては、状況に応じて対応を決定する場合もあります。その際は、市や児童クラブから内容をお知らせします。

児童のいる場所		対応
児童クラブ		児童クラブ開設中ですが、状況に応じて、児童１人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。 ただし、児童クラブ活動中に、高学年児童が授業を切上げて集団下校となった場合、学校と相談のうえ、兄弟と集団下校させることがあります。この場合、保護者への連絡と児童の下校が前後することがあります。 ※大規模災害発生時は、避難所が開設され次第、児童は避難所へ移動することもあります。
学 校	児童の安全性を確保する目的で、 ・学校が保護者の引取りとした場合 ・学校が早下校とした場合	児童クラブは閉鎖します。 ※突発的に左欄記載の状況となった際には、開設する場合もあります。
	本番を想定した避難訓練で、全学年が一斉集団下校となる場合	児童クラブは閉鎖します。 ※一部学年のみの訓練や、自由参加型の訓練である場合、児童クラブは開設します。
	その他の場合 (通常授業後、集団下校とする場合含む)	児童クラブは開設しますが、状況に応じて、児童１人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。
自 宅		学校が臨時休業の判断をした場合、児童クラブは閉鎖します。 学校が休みのとき（土曜日、夏休み等）に状況に応じて児童クラブを閉鎖する場合、支援員が、連絡網やメールなどで連絡します。

(2) インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の集団感染発生時

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の集団感染発生により学級閉鎖となった場合、学級閉鎖の期間、学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブを利用できません。

また、集団感染発生により学校全体が臨時休校となった場合、臨時休校の期間は児童クラブを閉鎖します。

なお、次の感染症にかかっている児童は、児童クラブを利用できません（利用できない期間については、学校の出席停止の取り扱いに準じます）。

- ①インフルエンザ ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん
- ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩流行性角結膜炎
- ⑪急性出血性結膜炎 ⑫新型コロナウイルス感染症 ⑬その他、医師が必要と認める感染症

7 よくある質問

(1) 活動時間

(問1) 通常利用で火曜日～金曜日の週4日入会していて、日曜参観や運動会の振替のため月曜日に学校が休みとなった場合、児童クラブは利用できますか？

(答え) 利用できません。
入会決定している曜日のみの利用となります。

(問2) 入会決定している曜日以外は利用できないのでしょうか？

(答え) 入会決定している曜日以外は利用できません。
なお、入会決定している曜日以外を追加で利用したい場合は、変更届の提出が必要です。用紙は児童クラブ室にあります。先に提出している就労証明書で、新たに利用したい曜日の就労が確認できない場合は、就労証明書の添付（再提出）が必要です。
変更したい月の前月15日が受付締切となります。改めて審査となりますので、必ず利用できるとは限りません。

(問3) 土曜日は仕事が休みですが、土曜日の児童クラブ入会申込みはできるのでしょうか？

(答え) 毎週土曜日は仕事が休みの場合、土曜日は児童クラブの入会申込みができません。なお、隔週で土曜日に仕事がある等、就労証明書で土曜日にも仕事をしていることが確認できる場合は、土曜日の児童クラブの入会申込みができます。

(2) 欠席したい

(問1) 児童クラブを休ませたいのですが？

(答え) 欠席する場合は、電話または連絡帳で必ずご連絡ください。連絡がない場合、確認のため保護者の携帯電話や勤務先等へ電話させていただきます。

(問2) 病気で学校を休む時、児童クラブも休ませたいのですが？

(答え) 児童クラブの支援員に必ずご連絡ください。連絡がない場合、確認のため保護者の携帯電話や勤務先等へ電話させていただきます。

(問3) 夏休み期間中など、長期で利用しない期間があるのですが？

(答え) 長期で利用しない場合、その期間は「欠席」扱いとなります。欠席の期間中も利用者負担金が発生しますので、ご注意ください。

(3) 習い事・塾

(問1) 習い事や塾に行くため、児童クラブを休むことができますか？

(答え) 休むことはできますが、支援員が事前に把握するため、「登録児童台帳」に内容・時間等をご記入ください。また、入会途中で習い事等に行くようになった場合も、事前に支援員にお知らせください。

(問2) サッカーを習っています。サッカースクールの車が学校までお迎えに来るのですが、児童クラブから行かせてもらえますか？

(答え) 児童クラブから習い事や塾などに行くことはできますが、児童自身で、習い事や塾に行く時間を管理し、習い事の時間になったら、支援員に伝えていただくようにお願いします。なお、支援員も、出来る限り習い事や塾の時間に案内するように務めますが、児童クラブの状況により支援員が時間に案内できない場合がありますことをご了承ください。

また、雨等でサッカースクールが休みになる場合は、保護者またはサッカースクールの方から児童クラブにご連絡をお願いします。

(問3) 児童クラブから習い事や塾に行き、再度児童クラブに帰ってくることはできますか？

(答え) 児童クラブ開設中の児童の一時外出は、原則として認めておりません。児童クラブから習い事などに行く場合は、習い事終了後に児童クラブに帰ることはできませんので、ご注意ください。

(問4) 放課後子ども教室と児童クラブの併用はできますか？

(答え) 放課後子ども教室の開催曜日に児童クラブの入会が決定している場合は、放課後子ども教室を利用することはできません。放課後子ども教室の開催曜日と児童クラブの入会曜日が重複していない場合は、どちらとも利用することができます。

例：放課後子ども教室：毎週水曜、児童クラブ：月～土入会 → 不可

放課後子ども教室：毎週水曜、児童クラブ：月火木金入会 → 可

(4) おやつ

(問1) おやつは、どのようなものを出されるのですか？

(答え) おやつは、食中毒の発生を防止するため、調理の必要のない手軽なものを提供します(例：市販の袋菓子、アイスクリーム、あめ玉、ジュース、麦茶等)。

おやつの提供の有無は、児童クラブによって異なりますので、詳細は児童クラブにお問い合わせください。

(問2) 食物アレルギーがあるのですが、おやつの取り扱いはどうなるのですか？

(答え) 食物アレルギーがある場合、万が一の事が無いよう、原則として保護者の方におやつをご準備していただき、保護者の方が直接、児童クラブにお持ちいただくようお願いしています。児童クラブによっておやつの取り扱いが異なりますので、詳細は児童クラブにお問い合わせください。

(問3) おやつを食べずに、自宅に帰らなければならない時は？

(答え) 都合により、おやつを食べずに帰宅しなければならない場合、袋菓子などの衛生管理上問題がないおやつについては、帰宅途中で食べないよう指導を行ったうえで、持ち帰らせることがあります。

※ 保育園で実施する児童クラブについては、おやつの内容が異なる場合がありますので、詳細は児童クラブにお問い合わせください。また、生もの等を提供した際には衛生管理上持ち帰らせないこともあります。

(5) お迎え・行き帰り

(問1) 兄・姉が高学年にいますが、兄・姉の授業が終わった後、お迎えに行かせて一緒に帰らせてもいいですか？

(答え) お兄さん、お姉さんと一緒に帰ることはできます。

しかし、最初は、そのような形をとっていても、慣れてくると、「児童クラブのお友達と一緒に帰りたい。」と言い始める児童もいらっしゃいます。ご家庭で十分話し合っ、帰る方法を決めてください。

なお、大規模災害時等は、未成年の兄姉のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。

(問2) 仕事が早めに終わってお迎えに行ける時は、お迎えに行ってもいいですか？

(答え) お迎えに来られる場合は、お迎えに来ていただいて結構です。家族でお話ししたり、一緒に遊んだり食事をしたりする等、児童の気持ちを第一に、できる限り児童と過ごしてあげてください。

車で来られる場合、車の出入り、駐車には特に気をつけていただき、学校や他の児童に迷惑をかけないようにお願いします。

(6) 保護者の会

(問1) 「保護者の会」の会費は、1年分一括で納入してもいいですか？

(答え) 会費の納入方法や納入期限、一括納入については、各児童クラブの「保護者の会」で協議していただき、決定してください。なるべく会計を担当される方のご負担が軽くなるようにお願いします。

(問2) 「保護者の会」の会費は、子どもに持たせてもいいですか？

(答え) 会費は、児童に持たせたり、支援員に手渡したりしないでください。

必ず、納入日までに所定の方法で納入してください。

※ 「保護者の会」を設けていない児童クラブもありますので、詳細は児童クラブにお問い合わせください。

(7) 入会・退会、夏休みなどの入会

(問1) 継続して入会したいのですが、毎年、入会申請が必要ですか？

(答え) 毎年、入会申請が必要です。

児童クラブには定員があり、その年ごとに入会希望者数が異なるため、毎年申請していただき、入会を決定するようにしています。

(問2) 子どもの面倒を見ることができるようになったので、退会したいのですが？

(答え) 退会したい場合は、『宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届』を児童クラブへ提出してください。用紙は児童クラブ室にあります。

前納した「保護者の会」の会費については、支援員にお問合せください。

(問3) 育児休業中に児童クラブの利用はできますか？

(答え) 利用できません。産前産後休暇期間（出産予定日 6 週間前から出産後 8 週間まで）の利用は可能です。産後休暇後に育児休業を取得する場合は、退会届の提出をお願いします。また、育児休業終了日の翌日が属する月から、利用可能です。

(問4) 春休み入会の新 1 年生は、入学式前日まで利用はできますか？

(答え) 入学式前日まで利用できます。開設時間は、8 時～18 時までとなります。
ただし、保護者等が送迎をしてください。

(問5) 夏休みなどの長期休業期間のみの入会はできますか？

(答え) 既に入会している児童の、夏休み期間内の利用状況を調査し、期間内に利用しないと回答された人数分について、追加入会を許可します。

(問6) 秋休み期間のみの入会はできますか？

(答え) 秋休みの利用区分はありません。長期休業区分は、春休み・夏休み・冬休み・学年末です。
秋休み期間中に利用できるのは、秋休みの該当曜日に通常入会をしている方のみです。

(問7) 平日は子どもの面倒を見ることができるようになったので、土曜日と長期休業期間だけ入会したいのですが？

(答え) 入会中の方が利用区分を変更したい場合、『宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届』を児童クラブへ提出してください。用紙は児童クラブ室にあります。利用区分を変更したい月の前月 15 日が受付締切となります。改めて審査となりますので、必ず利用できるとは限りません。

(8) けが・傷害保険

(問1) 児童クラブでけがをした場合、またはけがをさせた場合の治療費用はどうなりますか？

- (答え) ① 児童クラブの遊具などに欠陥があったり、支援員が明らかに誤った指導をしたりしたためにけがをした場合は、宮崎市、または委託先の社会福祉法人等が対応します。
- ② 児童が遊んでいて自分の不注意によりけがをした場合は、加入していただいている傷害保険により治療費用の一部が支払われます。
- ③ 児童同士で遊んでいて、ぶつかったり、けんかをしてけがをした場合、当事者間で話し合ってください。

(9) 利用者負担金の減免

(問1) 就学援助を申し込んでいますが、児童クラブの利用者負担金は免除されないのですか？

(答え) 小学校への就学援助の申請とは別に、児童クラブ、生涯学習課または各総合支所地域市民福祉課へ『宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書』の提出が必要となります。受給（認定）申請が認められないときは、納入を保留とした月の利用者負担金を遡って徴収することになります。

減免は、減免申請書を提出した月（提出時点で入会していない場合は、入会した月）から適用となります。

児童クラブ入会申請書と併せて『宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書』を提出してください。

8 申請書類記入例

(1) 児童クラブ入会申請書 記入例

曜日単位での入会決定となります。

入会決定されていない曜日は利用
できませんのでご注意ください。

様式第1号

令和6年度 宮崎市児童クラブ入会申請書						申請日の記入確認	
宮崎市長 (生涯学習課) 利用者負担金の決定 機関に報告を求め で、						令和 6 年 1 月 10 日	
〇〇〇 児童クラブ への入会を申請します。 ↑児童クラブ名を記入						長が私の世帯状況、財産状況につき関係 クラブ利用案内」の記載事項を了承の上	
江平・倉岡の学校内希望 (☐ 希望有 ☐ 希望無) ※希望どおりにならないことがありますのでご了承ください。						確実に連絡が取れるように記入が必要	
申請者	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 宮崎市清武町西新町1-1			自宅 電話	〇〇 - 〇〇〇〇	
	申請者				携帯 電話	父 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 母 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
江平・倉岡は学校内と学校外にクラブ室がある ため、学校内希望有無のチェックが必要です。 チェックがない場合は、希望無とみなします。				年月日	会社名 学校名 (学年) ・ 保育所名等		
				7・7・1	※令和6年1月以降の学年を記入してください 〇〇〇 小学校 1 年		
入会 児童 の 家 族 構 成	宮崎 太郎	父	(S)・H60・5・1	〇〇株式会社	(同居)・別居		
	宮崎 花子	母	(S)・H60・6・1	〇〇商事	(同居)・別居		
		弟	H30・8・1	〇〇〇保育所	(同居)・別居		
					同居・別居		
					同居・別居		
保護者が父・母以外の 場合、訂正して記入し てください。							
保護者の屋間の連絡先							
保護者		父 親					
屋間の連絡先 (職場等)		①職場 ☎ (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 ②その他 (仕事用携帯) ☎ (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇					
入会を希望する理由 (1～7の該当するものを父母それぞれに記入してください)							
1 居宅外労働 (父・母) 2 居宅内労働 (父・母) 4 疾病 (父・母) 5 病人の介護等 (父・母) 7 その他 (父・母) ⇒ (							
入会申請の種類 (希望する利用区分に☑してください)							
通常	☑月曜日 ☑火曜日 ☑水曜日 ☑木曜日 ☑金曜日						
長期 休 業 期 間	☐春季休業期間 【締切日：R6年 2月15日】						
	☑夏季休業期間 【締切日：R6年 6月14日】						
	☐冬季休業期間 【締切日：R6年11月15日】						
	☐学年末休業期間【締切日：R7年 2月14日】						
☑希望する全ての曜日に入会できた場合は、長期休業期間 ※通常で入会している曜日は、長期休業期間であっても 年度を通して、ご希望の曜日が利用できれば良いという方はチェック							
生涯学習課記入欄							
特記事項 ・負担金特例 (☐第3子以降児童) ・口座振替手続き済み (☐過去に児童クラブ利用) ・今年度の申請状況 (☐初めての申請)							

➤ 通常利用を希望する場合、月曜～土曜の希望する曜日全てに☑を記入してください。

➤ 長期休業期間のみ希望する場合は、該当する期間 (夏季休業期間等) に☑を記入してください。

➤ 通常の曜日に加えて、長期休業期間も利用したい場合は、希望する曜日全てに☑を記入し、さらに希望する長期休業期間にも☑を記入してください。

➤ 就労 (就学) していない曜日は入会申請できません。

➤ 年度を通して、通常で入会を希望している曜日の利用で良い場合はチェックをしてください。

(例)

- 通常：月～水入会申請、長期休業期間：月～水利用希望
→ チェックする
- 通常：月～水入会申請、長期休業期間：月～金利用希望
→ チェックしない

※記入例 (宮崎市児童クラブ利用案内20ページ) を参考に記入してください。
※裏面もご記入ください。

氏 名		(続柄)	入院等の 医療機関名 (電話番号)
状 況	疾病入院 ・ 居宅療養 ・ 通院 (週 回)		
	出産 (予定日: 年 月 日)		
※入会希望の理由が保護者の疾病等である場合は、医師の診断書を添付してください。			

父 方			住 所		宮崎市橘通西1-1-1		
祖父	氏名	宮崎 一太郎		電話(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	不在の場合 他界・音信不通・その他()		
祖母	氏名	不在		電話(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
母 方			住 所		鹿児島県鹿児島市〇-〇		
祖父	氏名	不在		電話(- -)			
祖母	氏名	宮崎 町子		電話(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			

祖父母の住所、氏名、電話（携帯電話）を記入してください。
 児童の保護者がひとり親の場合は、片方の祖父母の状況のみ記入してください。

心身の状況 (既往症など)	健康 ・ 配慮すべき事項あり (① 障がい 2 アレルギー 3 その他)		
配慮すべき事項 の 詳 (障がい・アレルギー 等 の ある 場 合)	手帳・ 手当等	1 療育手帳 (ー) 3 特別児童手当証書 (級) 5 添付書類無し	2 身体障がい者手帳 (級) ④ 医師又は児童相談所等の診断書 (診断書の発行から2年以内のもの)
	《詳細記入欄》 配慮すべき事項が無い場合、健康を○で囲んでください。 配慮すべき事項がある場合は、詳細を記入してください。 手帳などを所持している場合は、写しを添付してください。 ※診断名、症状を記入してください。(診断を受ける前の発達障がい疑い等の場合も記入してください。) ※児童の学校での過ごし方などについて関係機関に相談中の場合は詳細を記入してください。		

提出書類チェックリスト				
※入会申請書を提出する前に、必ずチェックリストによる最終確認をお願いします。				
項目	必要書類（★注意事項 ☆記入漏れチェック）	保護者確認 (し点を記入)	受付時 確認欄	
① 共通	児童クラブ入会申請書 ★児童1名につき1部提出 ☆児童クラブ名、学校、学年、生年月日、提出日の記入 ☆希望する区分全てにチェック ☆通常(曜日)利用待機となった際、長期休業利用したい場合は、長期にもチェック	☒	☒	
	障がい者手帳等 ★入会希望児童に障がい等がある場合は、手帳の写し又は診断書写し等を提出	☒	☒	
② 保護者の 状況により 該当するもの を添付	就労 自営	提出前に、「提出書類チェックリスト」で不備がないか確認してください。 不備が無ければ、「保護者確認」欄に☑を記入してください。	☒ 父 ☒ 母	☒
	※就労 発行済 会社		☐ 父 ☐ 母	☐
	疾病		☐ 父 ☐ 母	☐
			☐ 母	☐
	病人		☐ 父 ☐ 母	☐
			☐ 父 ☐ 母	☐
	その他		☐ 父 ☐ 母	☐
③ 負担金減免	児童クラブ利用者負担金減免の申請を ☒ します ☐ しません(対象ではありません) ※申請される場合は、以下の内容を確認してください。		☒	
	減免	児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書 ☆申請書1枚に、児童クラブを利用する(している)児童全員分を記入 ☆提出日の記入 ☆裏面(同意書)の記入 ☆申請理由の該当するものに○を記入 ☆申請理由欄の2に○の場合、学校に就学援助申請済み(申請予定)であることが必要	☒	
	添付書類	生活保護受給者証の写し ★申請理由欄の1に○の場合に提出	☒	
		雇災証明書の写し ★申請理由欄の3に○を記入し、その他の内容に『災害被災者』である旨記入している場合に提出	☐	

21

(2) 就労・就学証明書 兼 自営業申立書 記入例

様式第2号

宮崎市児童クラブ入会申請用(令和6年度以降様式)

児 童 名	宮崎 一郎		
住 所	宮崎市清武町西新町1-1		
児 童 と の 続 柄	(父)・母・その他()	児 童 ク ラ ブ 名	〇〇 児童クラブ

↑上の黒太枠内は保護者が記入してください。

就労していない曜日は
入会申請できません。

★就労していない曜日は入会できません。
★保護者 1 人につき 1 枚の提出が必要です。

就労・就学証明書 兼 自営業申立書 (宮崎市児童クラブ用)

就労者、就学者、内職等従事者は、就労先(派遣元)、就学先に証明していただってください。(自己証明は不可)

就 労 (就 学) 者 氏 名	宮崎 太郎	就 労 先 名 称	〇〇〇株式会社
就 労 (就 学) 先 住 所	宮崎市橘通東〇〇-〇〇		
就 労 (就 学) 開 始 時 期 ※就労(就学)開始予定の方のみ	令和 〇 年 3 月 31 日まで		
就 労 (就 学) 期 限	雇用期限がある場合は、その雇用 期限を記入してください。		
1か月の就労(就学)日数 (※記入必須※)	【 20 】 日 ・月々の就労日数が一定でない場合や長期休暇取得中の ・雇用開始前の場合は、雇用契約上の1か月の就労予定日		
固定勤務(就学)の方 (勤務・就学の 日・時間が一定)	↓就労(就学)する曜日を○で囲んでください。 月・火・水・木・金・土・日 ※1 月2回の土曜勤務あり [1日平均実働時間 7 時間 00 分]		
変則勤務(就学)の方 (シフト勤務など)	※1と※2の二重線内いずれかを 全て記入してください。 時 分から 時 分まで [1日平均実働(就学)時間] 時 分から 時 分まで 時間 時 分まで 分		
1 か 月 以 上 の 長 期 休 暇 ・ 休 業	取得中 ・ 取得予定 () 休暇 ・ 休業 平成・令和 年 月 日から		

自営業の場合は、就労先名称の下
に「(自営業)」と記入してください。

固定勤務の場合、曜日を○で囲んで
ください。不規則な勤務等がある場
合は余白部分にその旨をご記入く
ださい。

※1と※2の二重線内いずれかを
全て記入してください。

変則勤務の場合、主なシフトを記
入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

育休・産休予定等を記入してください。

事業所等所在地 宮崎市橘通東〇〇-〇〇

事業所等名称 〇〇〇株式会社

電話 〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇 〇〇

印

事務取扱者 〇〇〇 〇〇

印

押印がなくても受け付けますが、事業者名が記名されている就労証明書を無断で作成または改変を行った場合は、事業所印等の押印がなくても、有印私文書偽造・変造罪、私電磁的記録不正作出罪が成立し得ます。
なお、訂正を行うときは必ず訂正印を用いてください。
虚偽または不正な事実が判明した場合は、入会を取り消し、法令等の規定により厳正に対処いたします。

(3) □座振替依頼書 記入例

※□座振替依頼書は、金融機関へ提出をお願いします

宮崎市 市 税 等 □座振替依頼書・自動払込利用申込書

金融機関保管用

宮崎市 指 定 金融機関・ゆうちょ銀行 御中

保護者の住所・氏名・電話番号を記入

□座から

依頼日	令和	年	月	日
届出内容	新規	変更	解約	
※ 解約の場合	解約(廃止)月	令和	年	月 から

提出日を記入

なお、過誤納金が生じた場合には過納金を下記の口座に振り込んでください。

※ 太線枠内をきれいに記入してください。なお、申込書は納付義務者（または上下水道使用者）ごとに記入・提出してください。

納付義務者または上下水道使用者	住所 (〒○○○-○○○)	※ 住所は、住宅名・棟・室番号まで記入してください。
	宮崎市○○町○丁目○番地○号	○○マンション○○号室
(フリガナ)	ミヤザキ タロウ	自宅または携帯電話番号
氏名	宮崎 太郎	0985-○○-○○○○

指定預貯金□座	金融機関名	銀行等	口座種別	1 普通	2 当座	3 納準	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座届出印
	ゆうちょ銀行	通帳記号	の	通帳番号 (右づめに記入してください)					
	種目コード	166-176							
	住所 (〒○○○-○○○)								
	宮崎市○○町○丁目○番地○号								
	(フリガナ)	ミヤザキ タロウ							
	氏名	宮崎 太郎							

振替を希望する口座情報の記入と届出印

※ 下記太枠内の口座振替・自動払込を希望する税・料金の数字を○で囲んで、納税通知書等の必要事項を記入してください。

税・料金	通知書番号等 (右づめで記入)	払込先口座番号	種別
1 市県民税(普通徴収分)		02020-4-960055	35
2 固定資産税・都市計画税		宮崎市会計管理者	35
3 軽自動車税(種別割)	通知書番号は記入不要です。	軽自動車の車両を指定することはできません。課税されている全車両が振替対象となります。	35
4 国民健康保険税			35
5 後期高齢者医療保険料			28
6 保育所保育料または公立保育所副食費	通知書番号は記入不要です。	児童名 () 保育所 () 保育所	30
7 母子父子寡婦福祉資金償還金			30
8 介護保険料			28
9 市営住宅家賃			25
10 市営住宅駐車場使用料	市営住宅駐車場使用料の通知書番号は記入不要です。		30
11 し尿汲取手数料			30
12 公営合併処理浄化槽使用料			30
13 児童クラブ事業利用者負担金	児童クラブ事業利用者負担金の通知書番号は記入不要です。	児童名 (○○) 児童クラブ	30
14 市営墓地管理料	墓地名称 () 墓地 区分 地区 区画番号		30
15			
16 下水道受益者負担金・分担金	0	どちらかを○で囲んでください。負担金 分担金	30
17 上下水道料金お客様番号		払込先口座番号 01780-9-961122 払込先加入者名 宮崎市上下水道事業管理者 払込先口座番号 01950-5-960175 払込先加入者名 宮崎市上下水道事業管理者	22

※ 振替(払込)日は、市が指定する日(土、日、祝日の場合は翌営業日)です。

※ 上記『税・料金』欄の15については、ゆうちょ銀行のご利用はできません。

※ □座振替等についての問合せは裏面掲載の担当各課へおたずねください。

【取扱金融機関へのお願い】(ゆうちょ銀行を除く)

依頼内容の確認・登録後はすみやかに宮崎市会計課へ提出してください。

照合	検印



(4) 児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書 記入例

宮崎市児童クラブ事業利用者負担金減額・免除申請書

宮崎市長殿

申請日を記入

令和 年 月 日

納入義務者 住 所

児童クラブ申請者(保護者)の氏名等を記入

※押印不要

氏 名

電話番号

児童クラブ事業利用者負担金の減額又は免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

児 童 氏 名			
児 童 ク ラ ブ 名	入会申請している <u>児童全員</u> の氏名を記入		
減 免 を 受 け よ う と す る 期 間	1 通常利用 令和 年 月 ~ (申請日の属する月まで) 2 長期休業期間利用 ☐ 春季休業期間 ☐ 夏期休業期間 (該当する□にレを付けてください。)	申請している利用形態に○印を付ける。 長期の場合、該当する期間に☑を記入する。	
負 担 金 の 額	1 通常利用 月 額 円 2 長期休業期間利用 期間額	金額が分からない場合は空欄可	
減 免 申 請 額	1 通常利用 月 額 2 長期休業期間利用 期間額 円		
申 請 理 由 (該当する番号に○を付けてください。ただし、3の場合は、理由をご記入ください。)	1 生活保護を受けている。(生活保護を受給している、又は生活保護の受給申請をしていることが証明できる書類の原本又は写しを添付してください。)		
	2 就学援助の認定を受けている。 ※就学援助を受給している、又は学校へ就学援助の認定申請をしていることが条件 該当する理由に○印を付ける。 ※ひとり親家庭、児童扶養手当受給等は減免理由に該当しません。 ※生活保護受給中の方は、生活保護受給者証の写しを添付してください。		
	3 その他		

同意書

宮崎市長 殿

宮崎市児童クラブ事業利用者負担金徴収条例第7条に規定する負担金の減免申請をするため、生活保護又は就学援助の受給（認定）申請中であることを関係機関に確認されることに同意します。

申請日（減免申請書と同じ日）を記入

令和 年 月 日

納入義務者

住所

氏名

児童クラブ申請者(減免申請書と同じ保護者)の氏名等を記入
※押印不要

- ※ 減免申請書は入会申請書を同時に提出してください。
- ※ 一枚の減免申請書に、入会申請する児童全てを記入してください。
- ※ 年度ごとの申請が必要です。
- ※ 申請した月（申請した月が入会前の場合は、入会した月）からの適用となります。

必ずお読みください

- 万が一に備えて、児童には必ずご自宅の鍵を持たせてください。また、日頃から1人で自宅に居られるように練習をさせてください。
- 保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- 食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、おやつ持参をお願いします。
- 児童クラブ開設中の児童の一時外出は、原則として認めておりません。
- 習い事や塾に行く時間は児童自身で管理してください。支援員が時間に案内できない場合がありますことをご了承ください。
- 放課後子ども教室と児童クラブの併用はできません（放課後子ども教室の開催曜日に、児童クラブに入会決定していなければ、子ども教室の利用可）。
- 送迎時は、学校のルールを厳守していただくようお願いします。
- 勉強の習慣付けのため、児童が自主的に学習する時間を設けていますが、宿題を終わらせているかの確認や丸付け等は保護者の方でお願いします。
- 就労証明書の期限が切れる場合は、期限後2週間以内に就労証明書を再提出してください。再提出が無い場合は、入会の解除、入会決定の取消し又は入会審査を保留とします。

その他、児童クラブ利用者負担金を滞納した場合や児童クラブの規則を守らない場合、支援員の指示に従わない場合等も同様の対応といたします。（2ページ参照）
- 利用者負担金は原則、（長期休業期間利用分を含め）口座振替での納付となります。口座振替手続きを忘れずに行ってください。

9 児童クラブ一覧

地域	クラブ名	場所	予定 定員	TEL
中央	宮崎	宮崎小学校内	41	28-2811
	MSGキッズ 宮崎	宮崎小学校区	22	未定
	小戸	小戸小学校内	76	28-9950
	江平	江平小学校内 江平ビル1階	119	22-6028
	あおぞら 江平	江平小学校区	40	67-6377
	西池	西池小学校内	155	29-9818
	MSGキッズ 西池	西池小学校区	25	未定
	コペル キッズ	江平小学校区 (江平ビル1階)	44	41-5355
大宮	大宮	大宮小学校内	149	24-0254
	ちくたつ 大宮	大宮小学校区 (大宮小学校隣)	20	34-9565
	宮崎東	宮崎東小学校内	76	28-4553
	池内	池内小学校内	76	23-6535
	東大宮	東大宮小学校内	104	22-3855
	東大宮 夢はうす	東大宮小学校区 (民間賃貸建物内)	25	22-5508
大淀・大塚	大淀	大淀小学校内	80	50-9842
	古城	古城小学校内	36	52-6300
	大塚	大塚小学校内	110	51-5031
	宮崎西	宮崎西小学校内	38	47-4367
	江南	江南小学校内	99	53-5010
	あけぼの園	江南小学校区 (あけぼの保育園併設)	20	78-3488
	小松台	小松台小学校内	126	47-2001
	生目台東	生目台東小学校内	80	52-6583
	生目台西	生目台西小学校内	38	59-6056
櫛	櫛	櫛小学校内	108	23-1350
	潮見	潮見小学校内	144	29-6265
	港	宮崎港小学校内	97	24-0274
	櫛北	櫛北小学校内	162	23-4577
	浮之城ひま わり楽園	櫛北小学校区	36	83-0921
赤江	恒久	恒久小学校内	78	50-7588
	赤江	赤江小学校内	137	50-4976
	国富	国富小学校内	66	56-0588
	宮崎南	宮崎南小学校内	146	59-0678
	ひまわり 楽園	宮崎南小学校区隣接地 (加納ひまわり幼保園併設)	40	85-5588
	本郷	本郷小学校内	60	56-6717

地域	クラブ名	場所	予定 定員	TEL
木花	木花	木花小学校内	50	58-3228
	学園台	学園木花台小学校内	42	58-4886
	鏡洲	鏡洲小学校内	44	090-2041-7618
青島	青島	青島小学校内	38	65-1136
	内海	内海小学校内	20	67-1353
住吉	住吉	住吉小学校内	102	39-8715
	住吉第二	住吉児童センター内	20	39-8655
	住吉南	住吉南小学校内	114	67-5967
生目	生目	生目小学校内	73	47-4719
	あおぞら 生目	生目小学校区	40	未定
北	瓜生野	瓜生野小学校内	56	41-3031
	倉岡	倉岡小学校内 倉岡児童館内	78	41-2100
佐土原	佐土原	佐土原小学校内	44	74-3411
	那珂	那珂小学校内	88	74-3300
	広瀬	広瀬小学校内	103	73-1228
	広瀬北	広瀬北小学校内	113	73-5594
	七つの星 幼稚園	広瀬北小学校区 (七つの星幼稚園内)	20	73-3572
	広瀬西	広瀬西小学校内	38	73-6663
	遊びbase たいら	広瀬西小学校区	20	080-2723-5272
	ひがし	ひがし保育園内	44	73-3530
	旭町	旭町児童館内	22	73-0024
田野	田野	田野児童センター内	19	86-5205
	さくらが丘	さくらが丘保育園内	33	86-0388
高岡	高岡	高岡小学校内	78	82-2121
	穆佐	穆佐小学校内	31	82-5006
	天ヶ城	天ヶ城保育園内	23	82-3766
清武	きよたけ	清流園敷地内 清武小学校内	139	85-8611
	おおくぼ	大久保小学校内	38	84-2477
	かのう	かのう児童センター内 加納小学校体育館内	175	85-6805

●定員は令和6年4月予定のものであり、変更することがあります。

※ 江平・倉岡・きよたけ・かのうの各児童クラブは、入会決定後に宮崎市及び受託者で場所の割り振りをしますので、ご了承ください。

※ (仮称)校外型宮崎児童クラブ、(仮称)校外型西池児童クラブ及び(仮称)校外型生目児童クラブは、令和6年度から各校区近辺の民間施設等に新規開設予定のため電話番号は未定です。生涯学習課までお問い合わせ下さい。